

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桜川市長 大塚秀喜

市町村名 (市町村コード)	桜川市 (82317)
地域名 (地域内農業集落名)	真壁地区 (真壁、川原町、古城、中山尾、上山尾、入山尾、山口、金井、鍋屋坪、伊佐々、塙世、亀熊、飯塚、源法寺、須津賀)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年6月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は桜川が南北に流れ、西側は平坦な農地が広がる。東側は真壁市街地が広がり、東に県道つくば益子線が南北に通り、県道の東に沿って、加波山から筑波山に至る傾斜地が広がる。山際であるため鳥獣被害が多く、地域全体で対策に取り組んでいる。現行の人・農地プランに登録された担い手は13名であるが、そのうち60歳以上は7名と、53パーセントであり、次世代の農業者の育成が求められる。地域で主に栽培されているのは水稻であり、ブロックローテーションに取り組んでいる地区も多く、麦類、大豆類、そば等も多く生産されている。傾斜地の農地は地形上の制約で規模の小さい圃場が多く、斜面や水路の管理も難しく、農地の耕作者がなかなか見つからない。新たな担い手の育成、発掘を進めるとともに、傾斜地で栽培しやすい作物や鳥獣被害に対応した栽培形態を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

2枚の地図を用いて座談会を行い、以下のような意見が出た。
平野部・山間部を問わず多かった意見は「耕作条件の改善」「担い手関係」「人材関係」であった。耕作条件の改善に関しては、圃場が小さい、水が足りない、圃場がぬかるむ、基盤整備後時間の経過による機能低下などの問題があり、基盤の整備、再整備をしたいとの意見があった。一方で基盤整備は時間がかかる、地元の意見をまとめるのが大変などの意見もあり、田よりも工事が簡単な畑を優先的に整備すべきとの意見も出た。今後も引き続き話し合いを進め、地域の理解や整備の必要な農地などを検討していく。
担い手関係に関しては、既存の担い手は農地の引き受けが限界にきている、地形や距離で圃場が分断されるため効率的な経営ができない、引き受けできない条件の悪い農地の対応が必要等の意見があった。今後担い手の発掘や集約等により既存の担い手が効率的な経営ができるよう話し合っていく。
人材関係について、担い手の後継者不足や、規模拡大に必要な人手が足りないなどの意見があり、新規就農者の呼び込のほか、副業や小規模で農業をやる人を増やすべきだとの意見もあった。今後後継者や新規就農者等について検討していく。
そのほかの意見として、有害鳥獣に関する意見があった。地域全体でフェンスを設置するなどの対策を講じているが、壊されてしまったり、保守点検に従事する人員が確保できないなどの意見があった。今後も引き続き鳥獣害対策に対する対策を続けていく。
農地の集積・集約に関して、集積面積に比して利益が少なく集積する意義が少ない、集積のために必要な機械が高額である、圃場の条件が違うため集約は難しいのではないかなどの意見があった。今後集積・集約に関して引き続き検討していく。
そのほかの意見として、農薬のにおいや騒音・土埃や地主の意向などに気を遣う、山際で鳥獣害などに対応した作物の選定が必要、相続されていない農地への対応、小規模農家への対応等の意見があった。今後も話し合いを行い、地元の理解を得つつ、土地にあった作物の選定などを検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	713 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	713 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業委員会の農地台帳に記載されている農地のうち、農業上の利用の意思が示されている区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用し、離農者の農地を担い手へ集積、集約化する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 新規の貸借、利用権の更新を粉う際に農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針 地形にあった農地の活用を模索しつつ、基盤整備事業の活用を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域の農業者の担い手への育成や、新規就農者の確保を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

源法寺地区、山尾地区、飯塚地区、伊佐々地区、田(柳沢)地区において多面的機能支払制度を活用し、農地の保全・管理を進める。